

共和町風力発電施設設置に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、共和町において風力発電施設及び施設設置に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の設置にあたって、設置する者（以下「設置者」という。）が遵守する事項や調整手続等を示すことにより、共和町民の安全・安心及び環境保全、景観形成の確保に資することを目的とする。

2. 対象となる施設及び地域

(1) 対象施設

このガイドラインの対象となる風力発電施設とは、発電規模が1基あたり1,000kW未満で、共和町における風力発電の施設及び施設設置に伴う送電線等の付帯設備とし、新設、増設、改修、又は建替をする場合を対象とする。

(2) 対象地域

このガイドラインの対象地域は共和町全域とする。

3. 設置等にあたっての基準

(1) 住宅等からの距離

対象となる風力発電施設等の設置場所については、発電規模が1基あたり500kW未満の場合は、住宅等から概ね100m以上離れていること。また、発電規模が1基あたり500kW以上1,000kW未満の場合は概ね300m以上離れていること。ただし、対象住宅等の居住者及び利用者の合意が得られた場合はこの限りではない。

※住宅等には、学校、幼稚園、保育園、病院などの文教施設、保健福祉施設及び寺社仏閣等を含むものとする。

(2) 騒音・低周波音対策

建設後、騒音、低周波音の障害又は苦情が発生したときは、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、その内容を共和町に報告すること。

(3) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(4) 自然環境

風力発電施設等の設置等によって動植物等に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(5) 景観

風力発電施設の配置、デザイン、色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。景観等を著しく阻害する場合は、設置者は必要な措置を講ずること。

(6) 文化財

設置者は、風力発電施設等の建設等にあたって、建設等の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

(7) 光害

設置者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

4. ガイドラインによる調整手続等

(1) 事業説明

設置者は、風力発電施設等の設置地域及び規模等を計画した段階で、共和町に事業説明するものとする。

(2) 関係者等への事業説明及び議事録の作成

設置者は、風力発電施設等の建設前に設置地域や規模の概要について、地域住民（地権者、町内会等）に対し事業説明を行うものとする。また、事業説明をしたときは、次の事項を記載した議事録を作成し、共和町へ提出するものとする。

- ① 説明日、場所
- ② 説明者名
- ③ 説明の状況（内容）
- ④ 近隣関係者の意見、要望
- ⑤ 近隣関係者の意見、要望への回答
- ⑥ その他必要な事項

(3) 風力発電施設等の建設等に関する届出

設置者は、国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請に先立ち、共和町に対して当該事業の概要について、「風力発電施設等の建設等に関する届出書（様式1）」に「事業終了後の撤去に係る確約書（様式2）」、「所在地図」を添えて提出するものとする。

(4) 工事着工前の届出

設置者は、風力発電施設等の建設等を行う一週間前までに、共和町に対して「工事着工前届出書（様式3）」を提出するものとする。

5. 設置後の維持管理等

(1) 設置者は、風力発電施設等による事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、住民等への事故等が発生した場合は、速やかに「事故等報告書（様式4）」を共和町に提出するものとする。

(2) 設置者は、風力発電施設等による事業等が終了し、発電設備として利用しなくなった場合について、撤去までの期間、建築基準法の規定を遵守し、風車の倒壊等による周辺への危険がないよう適切に管理すること。

6. その他

(1) 設置者は、風力発電施設等について、住民等から苦情等の申し出があった場合は、その内容を共和町に報告するとともに、誠意を持って対応するものとする。

(2) 本ガイドラインを遵守しない事業者については、事業者名、事業概要等を公表することがある。

(3) 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

附 則

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。